



JSAP EXPO 出展規約

1. 契約の成立

出展者は、申込締切までに正式な申込書を株式会社日刊工業コミュニケーションズ（以下、事務局）に提出するものとし（書面もしくは Web）、事務局が申込書を受領した時点をもって、本出展の契約が成立するものとします。

2. 小間の転貸などの禁止

出展者は、自社の小間を事務局の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

3. 共同出展者の取扱い

2 社以上の申込者が共同で出展する場合、1 社が代表して申し込み、共同出展する社名などを申し込み時に事務局へ通知するものとします。

4. 出展物の設置及び撤去

出展者は、事務局の定めるスケジュールに沿って小間内の装飾、及び出展物の搬入出を行わなければならないものとします。会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、事務局の承認を得た後、作業を行うこととします。

5. 展示場の使用

宣伝・営業活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。各出展者は、宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならないものとします。事務局はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。上記の制限または撤去が行なわれた場合、事務局は出展者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

6. 出展物の管理と免責

事務局は、展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。

7. 保証条項

出展者は事務局に対し、展示会の出展物またはこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害



するものでないことを保証するものとします。

8. 出展者の義務

(1) 出展者は事務局に対し、自己の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。

(2) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

9. 損害賠償

(1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします

(2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費および損害賠償について事務局に補償する義務を負うことに同意するものとします。

① 出展者の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、事務局に対して訴訟が提起された場合(出展者とともに被告とされた場合を含む)。

② 上記①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、事務局は出展者の意思に拘束されないものとします)。

10. 小間位置の決定

出展小間数、賛助会員、広告、スポンサーの有無、選択ゾーン(分野)を加味して事務局にて場所を選定します。

11. 展示会の中止

事務局は、展示会が開催される土地建物が入場に不適當となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、主催者(公益社団法人 応用物理学会)の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。事務局および主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益な事態については責任を負わないものとします。

12. 出展料金支払い方法

出展者は、事務局が発行する請求書に基づき、指定期日までに出展料およびそれに付随す



るオプション代金を支払うものとしします。出展者からの支払いは、事務局が請求書に記載した指定口座に日本円で支払うものとしします。約束手形・小切手等の取扱いはいたしません。

13. 出展の変更または解約について

本申込み手続き後の取消は原則として出来ません。但し、事務局でやむを得ないと判断した場合は取消を認め、次の基準で解約料をお支払いいただきます。

解約金には消費税を加算したものとする

2015年8月1日(土)~31日(月)まで	ご請求額の50%
2015年9月1日(火)以降	ご請求額の100%

14. 査証の取得

海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は志出展者の責任において作成、手続きを行うものとしします。事務局は原則として、日本国外務省が定める害式の招聘保証書・招聘理由書を出展者に対して発行しないものとしします。また、日本国大使館または領事館から査置が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、事務局は何らの責任を負いません。

15 規定の遵守

出展者は、事務局が定める一連の規制を遵守することに同意するものとしします。

16. 規約の変更と追加

出展者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、事務局の決定に従うものとしします。事務局は、各年度ごとの出展者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとしします。

17. 準拠法

本契約の準拠法は日本法としします。

18. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所としします。

以上



個人情報の取扱いについて

株式会社日刊工業コミュニケーションズ(以下、事務局)は、公益社団法人応用物理学会(以下、主催者)が主催する「応用物理学会学術講演会展示会: JSAP EXPO(以下、展示会)」を受託し事務局代行業務を遂行するにあたり、出展者から取得した氏名、住所、勤務先、電話番号等の情報(以下、個人情報)を以下のとおり取扱います。

1. 個人情報の利用について

事務局が取得する個人情報は、次の目的に利用いたします。

- (1) 出展資格の確認、登録の確定
- (2) 出展資料の送付
- (3) 出展費用の請求・支払確認
- (4) JSAP EXPO 開催における出展社への必要な確認、連絡事項
- (5) 主催者によるその他の事業に関する連絡・告知

2. 業務委託について

事務局が収集し、または預かった個人情報を、事務局がその関連会社等に委託する場合、守秘義務契約や厳正な管理監督等により、事務局は当該関係会社からの漏えいや再提供の防止を図ります。

3. 第三者への提供について

第三者へ無断で提供することはありません。

4. 個人情報の開示、訂正、利用停止に関して

出展申込で登録された個人情報の開示、訂正、利用停止を希望する場合には、事務局までご連絡ください。

以上